

# 虐待防止・身体拘束等の 適正化に関する研修

松本市 こども部 こども福祉課  
仲林 啓

# はじめに

- ① 障害者虐待（正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること含む）は**重大な権利侵害**
- ② 障害者福祉施設従事者等による**障害者虐待の防止等のための措置**（障害者虐待防止法第15条）
- ③ **通報**はみんなを救う

常に①の**意識**を持ち、日々の取組で②を**充実**させ、万が一虐待が発生してしまったら③の**対応**を！！

# 障害者虐待防止法の概要

## 障害者虐待防止法の概要

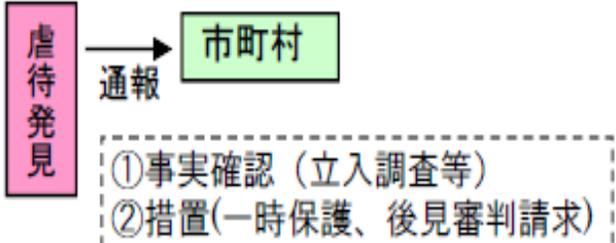
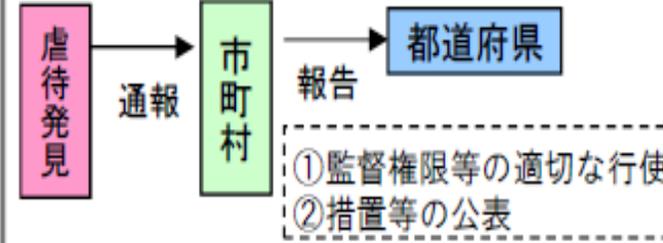
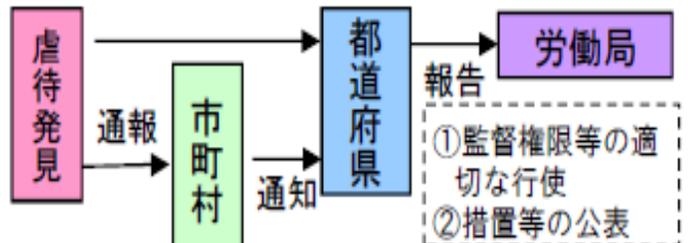
(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、  
平成24年10月1日施行)

### 定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。  
①養護者による障害者虐待 ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待 ③使用者による障害者虐待
- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)  
①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)  
②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)  
③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)  
④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)  
⑤経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

## 虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保	[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施	[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施
[スキーム]	[スキーム]	[スキーム]
 <p>虐待発見 → 通報 → 市町村</p> <p>① 事実確認（立入調査等） ② 措置（一時保護、後見審判請求）</p>	 <p>虐待発見 → 通報 → 市町村 → 報告 → 都道府県</p> <p>① 監督権限等の適切な行使 ② 措置等の公表</p>	 <p>虐待発見 → 通報 → 市町村 → 通知 → 都道府県 → 報告 → 労働局</p> <p>① 監督権限等の適切な行使 ② 措置等の公表</p>

- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

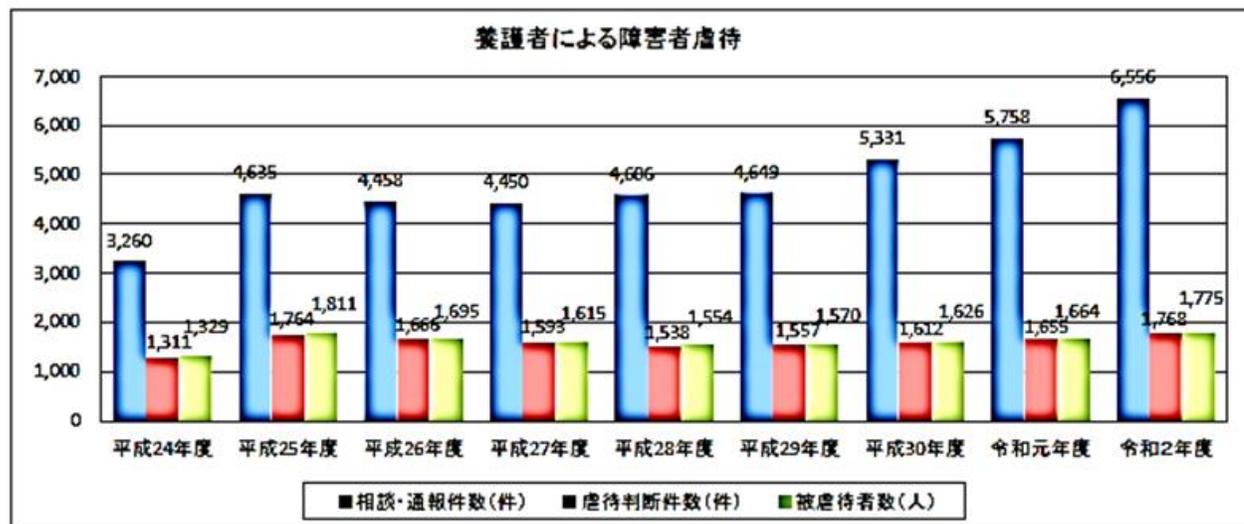
# 障害者虐待の発生状況(養護者)

平成27年度から相談・通報件数及び虐待判断件数は年々増加。

## 1. 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待> 経年グラフ

- 令和2年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は6,556件であり、令和元年度から増加(5,758件→6,556件)。
- 令和2年度の虐待判断件数は1,768件であり、令和元年度から増加(1,655件→1,768件)。
- 令和2年度の被虐待者数は1,775人。

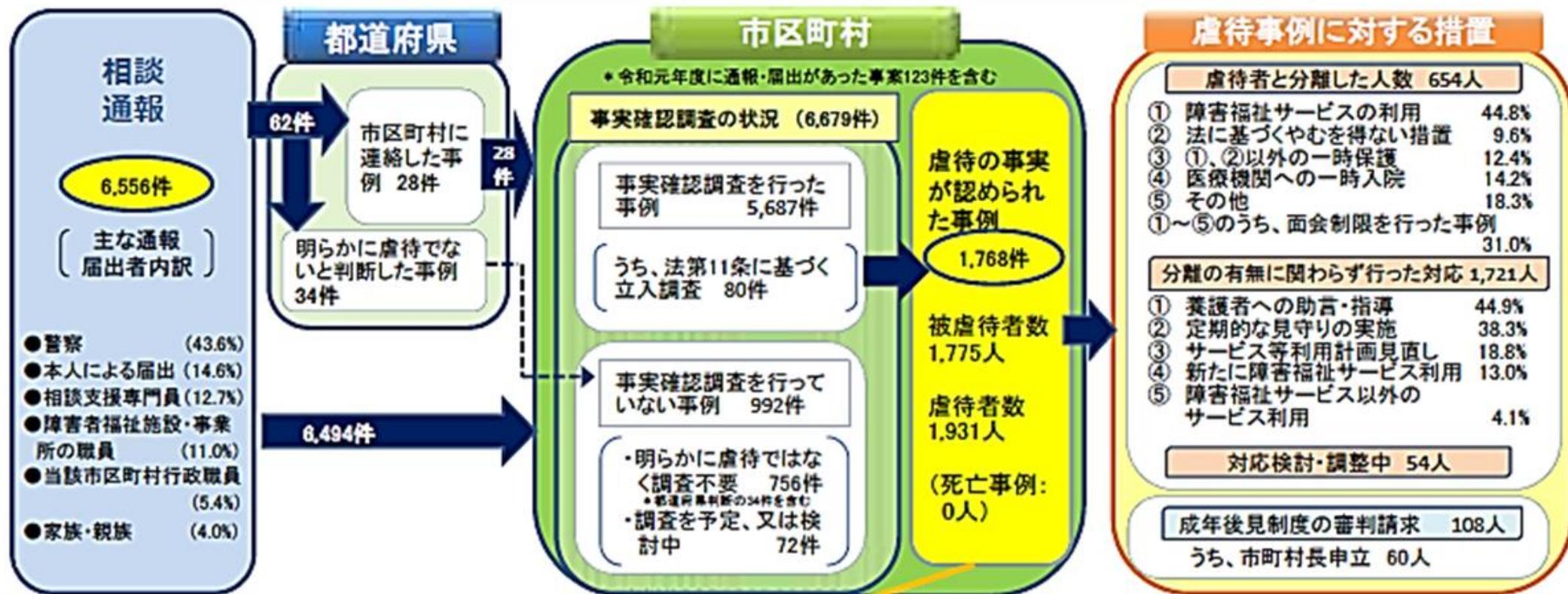
養護者	平成							令和	
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775



出典  
厚生労働省HP

# 令和2年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>

参考資料3



出典 厚生労働省HP

## 虐待者(1,931人)

- 性別  
男性(64.6%)、女性(35.2%)
- 年齢  
60歳以上(38.2%)、50～59歳(24.8%)  
40～49歳(18.0%)
- 続柄  
父(25.2%)、母(22.6%)、夫(14.8%)  
兄弟(13.2%)

### 虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
67.1%	2.9%	31.4%	13.0%	16.6%

### 市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

虐待者が虐待と認識していない	45.7%
家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	43.4%
虐待者の知識や情報の不足	26.1%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	26.1%
虐待者の介護疲れ	20.5%
虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	17.9%
家庭における経済的困窮(経済的問題)	17.7%

## 被虐待者(1,775人)

- 性別 男性(36.1%)、女性(63.9%)
  - 年齢  
50～59歳(21.9%)、40～49歳(20.3%)  
20～29歳(20.2%)
  - 障害種別(重複障害あり)
- | 身体障害  | 知的障害  | 精神障害  | 発達障害 | 難病等  |
|-------|-------|-------|------|------|
| 17.3% | 47.5% | 41.6% | 3.5% | 2.1% |
- 障害支援区分のある者 (51.0%)
  - 行動障害がある者 (28.8%)
  - 虐待者と同居 (85.4%)
  - 世帯構成  
両親(12.9%)、両親と兄弟姉妹(12.8%)、  
配偶者(10.8%)、単身(8.4%)

# 障害者虐待の発生状況(障害者施設福祉従事者等)

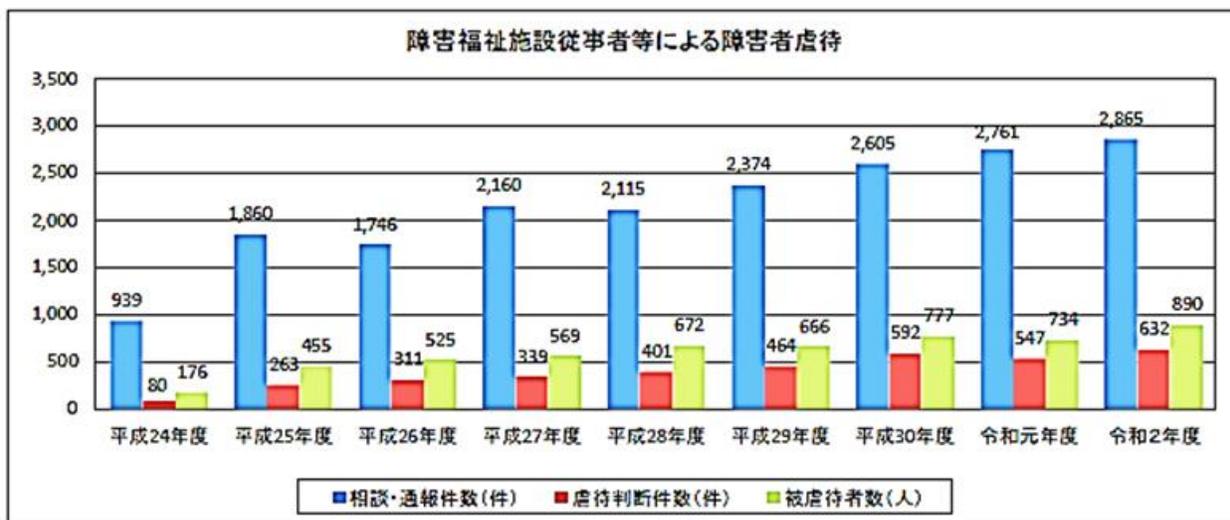
## 2. 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> 経年グラフ

- ・令和2年度の障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報件数は2,865件であり、令和元年度から増加(2,761件→2,865件)。
- ・令和2年度の虐待判断件数は632件であり、令和元年度から増加(547件→632件)。
- ・令和2年度の被虐待者数は890人。

障害福祉従事者	平成							令和	
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632
被虐待者数(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890

「(虐待とは認められないが) **不適切な支援**」の数は虐待と判断された数にはカウントされていない。

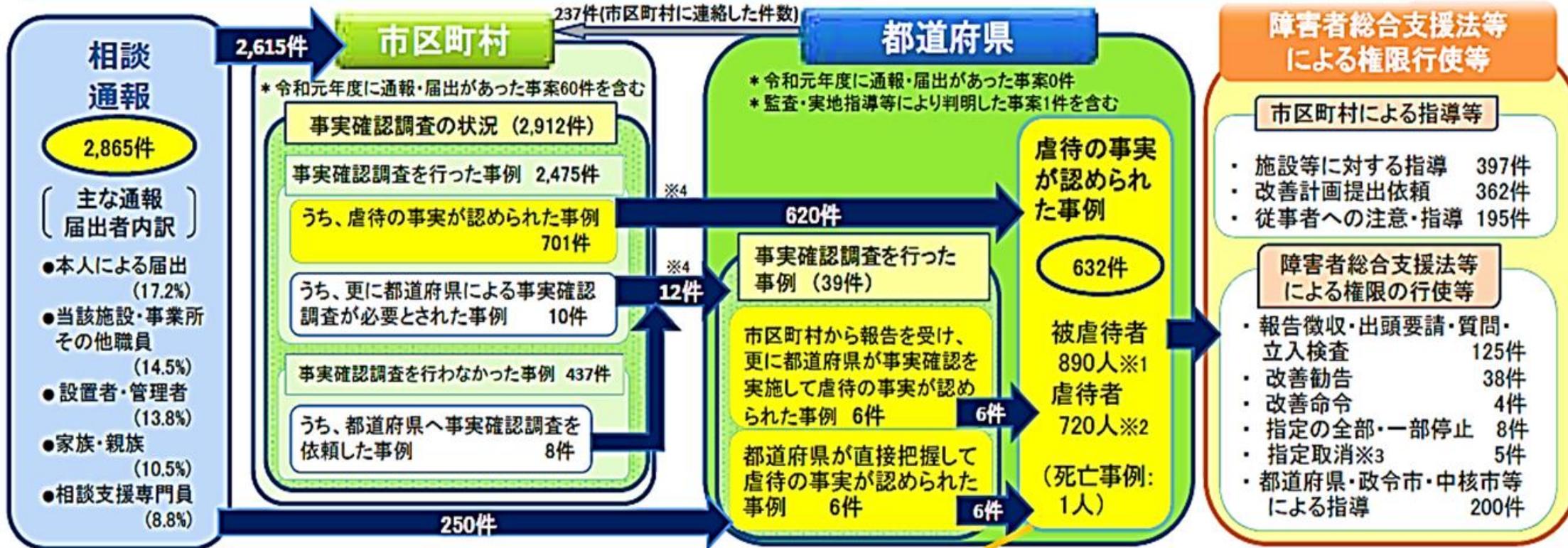
「虐待の判断に至らなかった事例875件のうち92.3%は「被虐待者や虐待者、関係者等からの聞き取りからは、虐待と判断するに足る情報を得られなかった」が理由です。(調査結果報告書から)



出典  
厚生労働省HP

# 令和2年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>

参考資料4



出典 厚生労働省HP

## 虐待者(720人) ※2

- 性別  
男性(72.1%)、女性(27.9%)
- 年齢  
60歳以上(21.0%)、40～49歳(16.1%)、  
30～39歳(14.9%)
- 職種  
生活支援員(38.2%)、管理者(9.7%)、  
世話人(9.4%)、その他従事者(8.5%)、  
サービス管理責任者(5.8%)

### 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	71.0%
職員のストレスや感情コントロールの問題	56.8%
倫理観や理念の欠如	56.1%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	22.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	24.2%

### 虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
52.8%	16.1%	42.1%	7.4%	4.7%

### 障害者虐待が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	131	20.7%
居宅介護	11	1.7%
重度訪問介護	11	1.7%
行動援護	3	0.5%
療養介護	29	4.6%
生活介護	79	12.5%
短期入所	11	1.7%
自立訓練	1	0.2%
就労移行支援	3	0.5%
就労継続支援A型	45	7.1%
就労継続支援B型	67	10.6%
自立生活援助事業	1	0.2%
共同生活援助	133	21.0%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	2	0.3%
移動支援	6	0.9%
地域活動支援センター	1	0.2%
児童発達支援	6	0.9%
放課後等デイサービス	92	14.6%
合計	632	100.0%

## 被虐待者(890人) ※1

- 性別  
男性(61.9%)、女性(38.1%)
- 年齢  
20～29歳(21.2%)、40～49歳(18.3%)、  
～19歳(18.0%)、30～39歳(14.6%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
18.2%	71.6%	19.4%	5.7%	0.8%

- 障害支援区分のある者(68.3%)
- 行動障害がある者(30.6%)

- ※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の7件を除く625件が対象。
- ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった21件を除く611件が対象。
- ※3 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。
- ※4 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。

## 令和2年度における障がい者虐待の状況等

長野県健康福祉部障がい者支援課

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年6月24日法律第79号）第20条の規定により公表することとされている障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況等は以下のとおり。

1 件数	12件
2 虐待の種別（重複あり）	身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待
3 虐待があった施設等の種別	障害者支援施設（3件）、重度訪問介護（1件）、生活介護（1件）、就労継続支援B型（2件）、共同生活援助（3件）、移動支援（1件）、放課後等デイサービス（1件）
4 虐待を行った従業員等の職種	管理者、設置者・経営者、生活支援員、世話人、重度訪問介護従事者、その他従事者
5 虐待に対して採った措置	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出の指示及び改善状況の確認

出典 長野県HP

# 松本市で行った事実確認から

障害者虐待防止法の施行後、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について、通報・相談・届出があった事例について、松本市が支給決定を行った対象者が利用している市内外の事業所等に聞き取りを行った結果に基づく傾向として。

- ◇ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待として定義されている5つの虐待を全て答えることができた職員は全体の**1割未満**
- ◇ 回答できた職員数が多い（≡認知されている）虐待の種類  
<1位> **身体的虐待** <2位> 心理的虐待 <3位> 性的虐待 <4位> 放棄・放任 <5位> **経済的虐待**
- ◇ 虐待の具体例（ルールに沿わない身体拘束等）については理解度に差がある。  
→ **研修を実施するにあたり取り組みやすい内容。まずは基本的なところから。**

- ◇ 当該施設・事業所等からの相談、通報、届出は施設設置者、管理者からのものが少ない。
- ◇ 虐待が発生した場合の対応フローやマニュアルの存在を知らない職員が多い。(大事に保管したまま?)
- ◇ 職員会議等が定期的には開催されていない。施設設置者、管理者からの一方的な伝達のみで、職員間の意見交換があまりできない。  
→ 「風通しの良い事業所等の運営」を第一に。整備した指針やマニュアルはしっかり周知徹底を。

# 身体拘束等の適正化について

## 基本的な考え方

- 身体拘束は行動障害のある利用者への支援技術が十分でないことが原因の場合が多い。
- やむを得ず身体拘束をする場合でも必要性を慎重に判断し、その範囲は最小限に。
- 判断に当たっては適切な手続きで。
- 身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で取り組みましょう

## 身体拘束の具体的な内容

- ★ 車いすやベッド等に縛り付ける (※)
- ☆ 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける
- ★ 行動を制限するために、介護衣 (つなぎ服) を着せる
- ☆ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する
- ★ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ☆ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

※肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存能力を活かせる、安定した着座姿勢を保持するため、関係職員が連携し姿勢保持のための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為は支援に必要なものであり、身体拘束にはあたらないと考えられます。

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」から

## やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

### ○切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件  
切迫性の判断は、身体拘束を行うことによる本人の日常生活等に与える悪影響を勘案

### ○非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件  
まずは身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討

### ○一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件  
必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要あり

## さいごに

令和4年度から義務化となっている体制の整備については、全てゼロベースから取り組むのは大変です。「障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集（暫定版）」（令和4年3月PwCコンサルティング合同会社）を参考にしてください。

この度の研修に参加された事業所等は、義務化となった「定期的な研修」の実施の「協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合」に該当させることができます。該当させる場合には、①事業所等の全職員への研修資料の周知②研修の実施内容の記録及び③令和5年3月24日（金）までに「研修実施報告書」を電子メールにて障がい福祉課又はこども福祉課へ提出する必要があります。研修実施報告書は市のホームページに掲載してあります。